

【新設】(持分法が適用されることとなる会社等)

18-1-15 法第 82 条第 15 号イ(定義)の「適用されることとなる会社等」には、最終親会社等(同条第 10 号に規定する最終親会社等をいう。以下この章において同じ。)の連結等財務諸表において持分法が適用されていない場合、特定財務会計基準又は適格財務会計基準において持分法が適用されることとなる会社等がこれに該当することに留意する。

【解説】

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた(法 6 の 2)。
- 2 この国際最低課税額とは、構成会社等に係るグループ国際最低課税額と共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額との合計額であるグループ国際最低課税額のうち、一定の計算をした金額をいうこととされており(法 82 の 2 ①)、特定多国籍企業グループ等に属さない共同支配会社等も計算対象とされている。ただし、本制度は、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされているところ(法 6 の 2)、共同支配会社等は、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人ではないことから、本制度の納税義務は課されていない。
- 3 共同支配会社等とは、具体的に、次に掲げるものをいうこととされている(法 82 十五)。
 - (1) 最終親会社等の連結等財務諸表において「持分法」が適用され、又は適用されることとなる会社等で、その最終親会社等有するその会社等に係る直接保有割合と間接保有割合との合計割合(請求権割合を基に、一定の計算を行った割合を合計した割合)が 50%以上であるもの(特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、除外会社等その他一定のものを除く。)
 - (2) (1)に掲げる会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載され、又は記載されることとなる会社等(除外会社等を除く。)
 - (3) (1)又は(2)に掲げる会社等の恒久的施設等
- 4 ここで、「持分法」とは、会社等が他の会社等に対する所有持分を有する場合において、当該他の会社等の純資産及び損益のうちその会社等に帰属する部分の変動に応じて、その投資の金額を各対象会計年度ごとに修正する方法をいうこととされているところ(規 38 の 11①)、持分法が適用されることとなる会社等には、最終親会社等の連結財務諸表において持分法が適用されていない場合(実際に作成された連結財務諸表がない場合を含む。)であっても、特定財務会計基準又は適格財務会計基準において持分法が適用されることとなる会社等が該当すること

とされ、本通達では、このことを留意的に明らかにしている。この場合において、持分法会計基準が適用されることとなるときは、持分法会計基準により持分法の適用範囲に含まれることとなる会社等がこれに該当することとなる。

- 5 なお、特定財務会計基準とは、国際会計基準（IFRS）のほか、我が国、アメリカ合衆国、インド、英国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、スイス、大韓民国、中華人民共和国、ニュージーランド、ブラジル、香港、メキシコ、ロシア、欧州連合の加盟国及び欧州経済領域の加盟国（欧州連合の加盟国を除く。）において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（国際会計基準を除く。）をいい（規 38 の 4 ②）、適格財務会計基準とは、最終親会社等（共同支配会社等を含む。）の所在地国において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（特定財務会計基準を除く。）をいうこととされている（法 82 ーイ）。